令和8年度
（10月期）

立　　木

一 般 競 争

入 札 案 内 書

物件の位置図や写真(上空写真・林内写真)を
ホームページに掲載しましたので、是非ご覧ください!!

四国森林管理局ホームページ
「国有林野産物公売公告（予定情報等含む）」をクリック
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html

一般競争入札の新着情報を、メールマガジンで配信します!!

農林水産省ホームページから会員登録をお願いします。
http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html

四 国 森 林 管 理 局

森林整備課　088-821-2200
資源活用課　088-821-2170

徳 島 森 林 管 理 署	088-637-1230
香川森林管理事務所	087-866-6622
愛 媛 森 林 管 理 署	089-924-0550
四 万 十 森 林 管 理 署	0880-34-3155
嶺 北 森 林 管 理 署	0887-76-2110
高知中部森林管理署	0887-58-3131
安 芸 森 林 管 理 署	0887-34-3145

公　告　事　項　（抜粋）

下記により、林産物の一般競争入札による立木販売を行いますので、現地を熟覧し、公告事項・特約事項特約条項及び閲覧資料の入札者注意書・国有林野事業林産物売買契約約款を十分了知の上、入札してください。

１．産物の所在場所	別紙　各署（所）案内書「売払物件所在場所一覧表」のとおりです。
２．産物の種類及び・数量	別紙　各署（所）案内書「販売物件明細書」のとおりです。
３．入札及び開札の場所及び日時	別紙　各署（所）案内書のとおりです。
４．郵便入札	郵便入札を認めます。 ただし、入札日時までに入札会場に到着しなければ無効となります。 （封筒には朱字で「**立木入札書在中**」と明記してください。）
５．搬出期間	代金の納付及び担保提供後、引渡しを完了した日から起算して、８か月～36 か月
６．入札参加資格	国有林野産物の競争入札参加資格については、各森林管理（支）局で行う資格審査を受けた有資格者に限ります。
７．入札金額	入札は当該物件の消費税を除く金額を入札書に記載してください。
８．落札者の決定	当署（所）の予定価格以上の最高入札価格をもって落札とします。 ただし、落札となるべき同額の入札をした者が２人以上いた場合には、「くじ」で落札者を決定します。
９．入札保証金	入札保証金は免除します。
10．代金の延納	代金の延納は官収分のみ認めます。ただし、延納期間は６か月以内とします。
11．代金の納入又は延納担保の提供期限	契約締結の日から起算して 20 日以内です。 ただし、当日が日曜日・国民の休日・その他一般の休日及び土曜日が期限の場合は、前日となりますのでご注意願います。 また、今回の物件については収益分収者がおられますので、代金の納入分収割合に応じた金額を個々に納入していただきます。
12．契約保証金	契約保証金は免除します。
13．契約締結期限	別紙　各署（所）案内書のとおり
14．適格請求書（インボイス）	適格請求書（インボイス）の交付については、売買契約書に別紙「売買代金明細書」を添付することをもって交付したものとします。 なお、交付に当たっては「媒介者交付特例」を適用し、国が造林者、分収育林オーナー様に代わり、交付することとなります。 仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は以下 19 のとおり。
15．現地案内	別紙　各署（所）案内書「販売物件明細書」記載のとおりです。
16．特記事項	搬出に係る架線支障木等については、別途契約が必要となります。
17．その他	１）落札者が契約を結ばないときは、入札金額の 100 分の５、契約解除の場合は 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。 ２）契約を結ばない者、解除された者及び前号の違約金を納めない者は競争入札参加資格を取消、又は付与しないことがあります。 ３）詳細については各署（所）に閲覧用を備え付けていますのでご覧ください。
18．問い合わせ先	売払物件にかかるご質問などにつきましては、各署（所）にお問い合わせ願います。
19．仕入税額控除の対象となる消費税額	仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。 ※１　分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する

仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。

※２　当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

記

【愛媛署】	第１号物件（分収育林）	９．３３％
	第２号物件（分収造林）	３．００％
~~【四万十署】~~	~~第１号物件（分収育林）~~	~~８．０４％~~
	~~第２号物件（分収育林）~~	~~８．８７％~~
~~【嶺北署】~~	~~第１号物件（分収育林）~~	~~７．０３％~~
	~~第２号物件（分収育林）~~	~~８．９６％~~
【安芸署】	第１号物件（分収育林）	８．００％
	第２号物件（分収育林）	７．７５％
	第３号物件（分収育林）	８．６９％

令和８年10月20日
入札取り止め

10月期公売物件一覧表

愛媛森林管理署

入札日：令和8年10月27日（火） 10時00分

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	愛媛県西条市氷見　長谷山国有林1062林班る小班	ヒノキ外	9,246	3,766.04	分収育林	○	○	－
第2号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川　小田深山国有林49林班る小班	スギ外	17,565	12,852.33	分収造林	○	○	－

~~四万十森林管理署~~

~~入札日：令和8年10月22日（木） 14時00分~~

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	高知県幡多郡黒潮町湊川　足川山国有林95林班い小班	スギ外	18,089	12,265.92	分収育林	－	－	－
第2号	皆伐	高知県幡多郡黒潮町湊川　足川			5,171.92	分収育林	－	－	－
第3号	皆伐	高知県高岡郡檮原町檮原　芹川			3,807.94		－	○	－
第4号	皆伐	高知県高岡郡檮原町檮原　芹川山国有林4191林班ろ2小班	スギ外	3,766	3,302.69		－	○	－

令和８年10月20日
入札取り止め

~~嶺北森林管理署~~

~~入札日：令和8年10月23日（金） 10時00分~~

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	高知県吾川郡仁淀川町大屋　安居山国有林285林班ろ2小班	ヒノキ外	7,187	2,466.49	分収育林	－	○	
第2号	皆伐	高知県吾川郡仁淀川町大屋　安居			8,639.03	分収育林	－	○	
第3号	皆伐	高知県長岡郡大豊町葛原　奥野地			2,041.09		○	－	
第4号	皆伐	高知県吾川郡仁淀川町大屋　安居山国有林283林班る小班	スギ外	3,325	2,419.48		－	○	

令和８年10月20日
入札取り止め

安芸森林管理署

入札日：令和8年10月27日（火） 10時00分

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	高知県安芸郡馬路村大字馬路 中岡山国有林2220林班は1小班	スギ外	23,122	12,610.28	分収育林	ー	○	
第2号	皆伐	高知県安芸郡馬路村大字馬路 中岡山国有林2220林班は2小班	スギ外	4,440	2,992.17	分収育林	ー	○	
第3号	皆伐	高知県安芸郡馬路村大字馬路 一ノ谷山国有林2221林班い小班	スギ外	22,606	13,187.19	分収育林	ー	○	

※各物件の詳細については、各署別件明細書をご覧ください。
※「搬出路」「選木土場」に○があるものについては、四国森林管理局ホームページの「公売物件一覧表」に写真を掲載しています。
※「近隣箇所」とは、近隣（隣接国有林）で落札している公売箇所がある場合であり、落札年（R○.○）を掲載しています。

特約事項（作業上の留意事項）

（法令の遵守）

１　事業着手に当たり、買受人は法令に基づく必要な届出について、労働基準監督署等関係機関へ届け出ること。

２　その他、労働安全衛生規則等の法令により規定されている労働安全に関する遵守すべき事項は必ず守ること。

（事業着手等の届出）

３　事業着手に当たり、買受人は事前に事業着手年月日、現場責任者及び入林車両を現場担当森林官（以下「森林官」という。）へ届け出ること。

（林地等の保全）

４　買受人は、伐採・搬出にあたり、「主伐時における伐採･搬出指針」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）（３の（１）及び（５）を除く。）（https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_1_minaoshiR3.html）を遵守し、林地等の保全に努めること。

また、別に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html)を前項３の事業着手届提出時に提出し、森林管理署長等の確認を受けること。

（売買物件以外の立木の保護等）

５　伐採搬出に当たっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して充分な指導監督を行って実行しなければならない。

(1) 鉄索架線に当たっては、支障木を最小限に止めること。

(2) 売買物件（以下「物件」という。）以外の立木を損傷させないこと。滑車取付作業及び控え索設置作業等により物件以外の立木に損傷を与えるおそれがあるときは、あて木をするなど損傷防止の措置をすること。

(3) 事業実行区域内において、高山植物の保護、その他環境の保全に留意すべき箇所がある場合は、特に留意の上作業を行うこと。

(4) 事業実行にあたって疑義を生じた場合は、あらかじめ森林官の指示を受けて実行すること。

（末木枝条等の処理）

６　末木枝条等の処理にあたっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して充分な指導監督を行って実行しなければならない。

(1) 盤台周辺の末木枝条は、林外に搬出するか林内に分散・散布させることとし、盤台周辺に集積しないこと。

(2) 末木枝条は、鉄索で伐倒・荷掛け現場及びその近辺へ随時逆送の上、次の(3)及び(4)に注意して処理すること。

(3) 末木枝条については、作業中を含め河川及び、常時流水のある箇所並びに降雨によって出水及び増水のおそれがある箇所へ集積しないよう措置すること。

(4) 末木枝条は、転倒のおそれがない立木を支えにして集積すること。ただし、1 箇所へ大量に集積しないこと。

また、森林作業道等の路網を使用・作設し、搬出時等に発生した末木枝条については、路網の路肩下には集積しないこととし、集積場所については、現場担当森林官と打ち合わせ確認すること。

（林野火災の防止）

７　買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。

(1)作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。

(2)作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。

(3)喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。

(4)指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。

(5)刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

買受人は、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

（支障木の届出）
8　伐採搬出作業中に支障木（損傷木を含む。以下同じ。）が発生するおそれが生じた場合又は作業中の事故により支障木が発生した場合は、買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は直ちに森林官へその詳細を届け出ること。
　なお、支障木が発生する個所が保安林である場合は、原則、買受人により保安林内作業許可申請等を行うこと。また、着手する前に保安林内における作業許可の写しを森林官を経由して森林管理署長等に提出すること。

（支障木買受申請書）
9　買受人は、前項の届出後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ所定の様式により支障木買受申請書を提出すること。

（支障木調査時の立会）
10　第 8 項による届出をした支障木（以下「支障木」という。）の調査を森林官が行う際、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

（支障木の伐倒）
11　支障木の伐倒は、買受人による支障木に係る代金の全部の納付及び国有林野事業林産物売買契約約款第 4 条第 2 項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、又は買受人からの支障木に係る延納担保の提供及び国有林野事業林産物売買契約約款第 4 条第 2 項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、支障木所在場所において支障木の引渡しを受けた時（以下「売払い手続きの完了」という。）以降に実行すること。

（支障木伐倒の特例）
12　前項にかかわらず、売払い手続きの完了前であっても次の各号によって支障木の伐倒を実行することができるものとする。ただし、買受人及び現場責任者は事前に森林官と協議し承認を得なければならない。森林官が承認しないものについては、前項によること。
(1) 第 8 項の届出後、支障木の調査前までに伐倒できるのは、スギ及びヒノキについては胸高直径 6 センチメートル以下のもの、スギ及びヒノキ以外の針葉樹については胸高直径 18 センチメートル以下のもの、広葉樹については胸高直径 22 センチメートル以下のものであって、緊急に伐採する必要があるものに限る。
(2) 第 9 項の支障木買受申請書を森林官へ提出後、売払い手続きの完了前までに伐倒できるのは、緊急に伐倒しなければ円滑な事業実施の障害となるものに限る。

（伐倒済み支障木の保存）
13　前項(1)及び(2)により伐倒した支障木は、売払い手続きの完了までの間は現地に保存し、玉切り及び移動を行わないこと。

（物件以外の立木の伐倒禁止）
14　物件及び支障木以外の立木については、これを伐倒してはならない。

（関係機関等への手続き）
15　公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。

（作業中止命令等）
16　第 1 項から第 15 項について違反が認められる場合、森林管理署長等は伐採搬出等の作業中止を命じるので、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。なお、作業中止命令によって買受人に生じた損害については、これを賠償しない。
2　森林管理署長等は、第 4 項にあるチェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることが出来る。
　この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

（撤収作業開始の届出）
17　買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は、遅くとも撤収作業開始予定の 1 週間前までにその旨を森林官へ届け出ること。

（撤収方法の指示）
18　前項の届出の後、森林官から盤台その他集材施設等の撤収方法などについて指示があった場合、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。

（作業終了後の処理）
19　使用済みワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。

（搬出済届）
20　買受人は、物件の搬出完了後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ搬出済届を提出すること。

（跡地検査の立会）
21　物件搬出完了後において森林官等が行う跡地検査に際し、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

森林作業道の作設にかかる特約事項

（森林作業道の作設にかかる申請・承認）

１　買受人は、国有林内に森林作業道又は、土場を作設する場合は、「森林作業道作設申請書」に路線計画図を添付し提出すること。

なお、森林作業道の作設にあたっては、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）（https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/romousuisin.html）を遵守すること。

２　買受人は、「森林作業道作設承認書」の交付を受けたのちに、森林作業道の作設を開始すること。

なお、承認を受けた森林作業道の路線計画路線計画等に変更が生じた場合は、その変更について森林管理署長等に申請し承認を受けること。

（各種法令制限林に係る（土地の形質変更等）手続き）

３　買受人は、森林作業道の作設にあたっては、各種法令制限林（保安林内作業許可申請等）に必要な手続きを遺漏のないよう行い、着手する前に、許可の写しを提出すること。

なお、売払区域外に森林作業道を作設した場合は、事業完了までに森林管理署長等が指示する樹種・本数を買受人により植栽すること。ただし、森林管理署長等が植栽の必要がないことを指示した場合は、この限りではない。

（宅地造成及び特定盛土等規制法の許可申請又は届出）

４　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（以下「盛土規制法」という。）の規制区域で森林作業道作設にあたり、やむを得ず盛土規制法の規制対象となる規模の残土が発生し処理する際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。

（森林作業道の仕様等）

５　買受人及び事業実施事業体は、森林作業道を作設するにあたっては、「森林作業道作設標準例」（https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html）に基づいた、森林作業道を作設すること。

また、森林作業道作設の完了後は、森林作業道の起点及び終点が利用の態様が異なる道路と接続する場合に車両等の侵入ができない処置を講じることを基本とする。

ただし、森林管理署長等から四国森林管理局の「森林作業道作設標準例」に基づいた、ゲート設置の指示があった場合は、これに従うこと。

なお、ゲートは官給品とする。

（森林作業道作設の是正指示）

６　四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、森林作業道の作設が行われていない場合は、森林管理署長等から、森林作業道の作設にかかる是正を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

（盛土の是正指示）

７　盛土規制法の規制区域で規制対象となる規模の残土の処理が常時安全な状態に維持できていない場合は、森林管理署長等から是正を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

（森林作業道作設の中止及び原状回復の指示）

８　是正の指示に従わない場合は、森林管理署長等から、森林作業道作設の中

止を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

9　買受人及び事業実施事業体は、森林管理署長等から、中止の指示を受けた場合は、作設した部分の原状回復の実施後、確認を受けること。

(既設の森林作業道の使用について)

10　買受人及び事業実施事業体は、既設の森林作業道を使用する場合は、森林管理署長等の承認を受けること。

　また、使用する場合には修繕を実施し、事業完了時には、水切り等の排水処理を確実に実施すること。

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5)　役員等が､暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

分収育林箇所の立木販売における特約事項

１　分収木の買受代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という）に分収金（消費税相当額を含む）として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。

２　代金の支払方法

（１）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。

（２）費用負担者に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払込むこと。

この払込にかかる費用は買受人が負担すること。

なお、費用負担者が不明等の場合は、国の指定する法務省に供託すること。

（３）費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

別紙　各署（所）案内書に記載のとおり

３　延納金及び延滞金

（１）売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、費用負担者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という）は、現納とすること。

（２）売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこと。

４　売払立木の引渡し

買受人が代金を、官収分・民収分（供託を含む）すべて完納（官収分については、延納担保の提供を含む）し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行う。

５　買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契約物件の搬出にかかる作業着手までに森林管理署長等と売買等にかかる契約を別途締結すること。

分収造林・官行造林箇所の立木販売における特約事項

1　分収木の買受代金は、国及び分収造林・官行造林契約者に分収金（消費税相当額を含む）として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。

2　代金の支払方法

（1）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。

（2）分収造林・官行造林契約者に支払う代金は、国が指定する分収造林・官行造林契約者の振込金融機関の口座に払込むこと。

この払込にかかる費用は買受人が負担すること。

3　延納金及び延滞金

（1）売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収造林・官行造林契約者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という）は、現納とすること。

（2）売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは分収造林・官行造林契約者に支払うこと。

4　売払立木の引渡し

買受人が代金を、官収分・民収分すべて完納（官収分については、延納担保の提供を含む）し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行う。

5　買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契約物件の搬出にかかる作業着手までに森林管理署長等と売買等にかかる契約を別途締結すること。

愛媛森林管理署入札案内書

（第5回）

〒791-8023
愛媛県松山市朝美2丁目6-32
TEL:089-924-0550
FAX:089-924-0598

入 札 日 時 ：令和8年10月27日(火)実施(10時00分締切 即時開札)
入 札 場 所 ：愛媛森林管理署　　会議室
契約締結期限：令和8年11月2日(月)

売払物件所在場所一覧

売 払 番 号	伐採方法	物　　件　　所　　在　　地	樹種	本数	材積	備考
第1号	皆伐	愛媛県西条市氷見　長谷山国有林1062林班る小班	ヒノキ外	9,246	3,776.04	分収育林
第2号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川　小田深山国有林49林班る小班	スギ外	17,565	12,852.33	分収造林

（別紙）　費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供 託 者 数	総　口　数
第1号	4	0	60.05

販 売 物 件 明 細 書

愛媛 森林管理署

1（物件番号）　**第 1 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　愛媛県西条市氷見 長谷山国有林1062林班る小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　7.01 ha

5（林齢）　72 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	17	13.19	
ヒ ノ キ	9,215	3,758.57	
そ の 他 L	10	3.41	
L 低 質 材	4	0.87	
計	9,246	3,776.04	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

都市計画法に基づく都市計画区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害計画区域、鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認の上、その指示に従うこと。

11（特記事項）

①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続を行うこと。

12（現地案内）

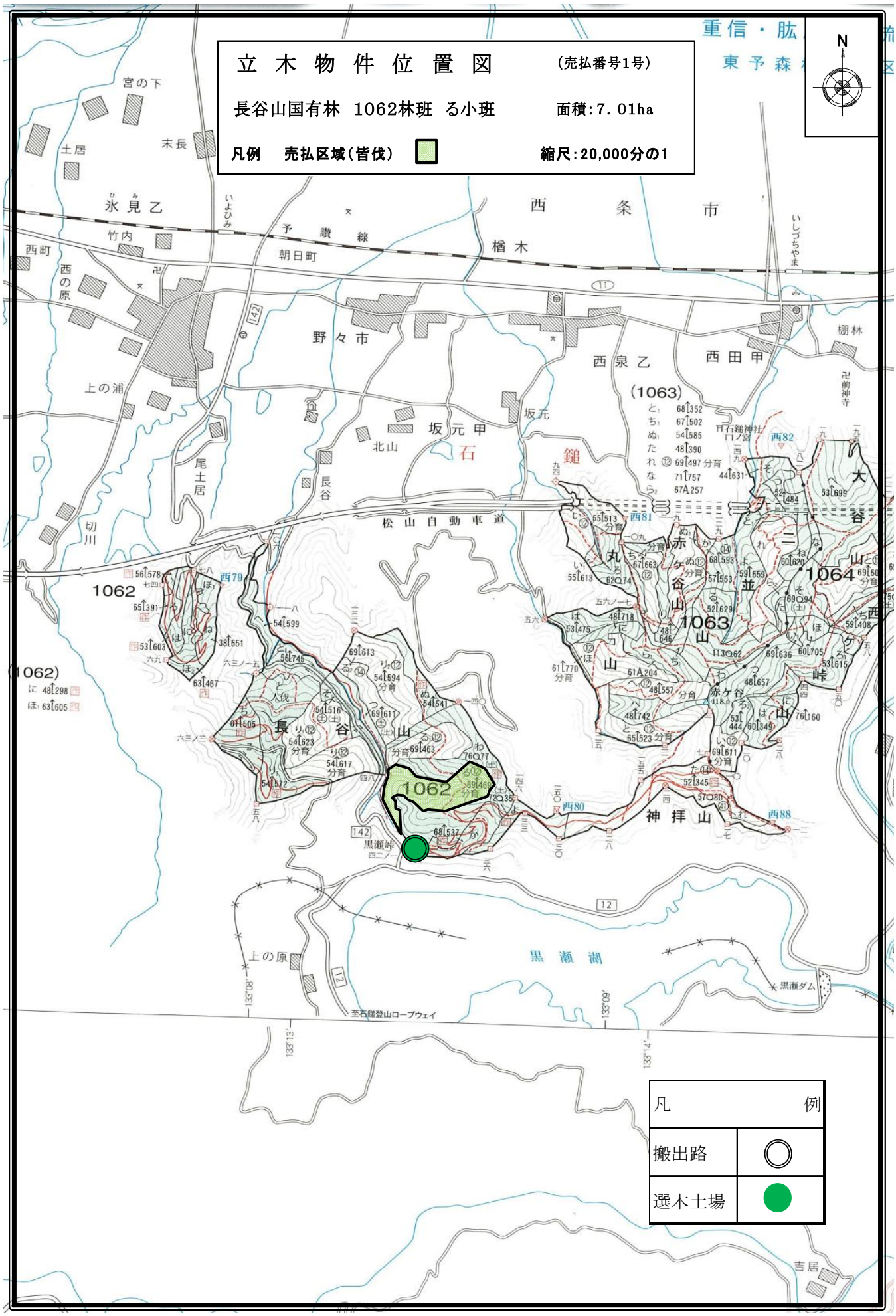
現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問合せください。

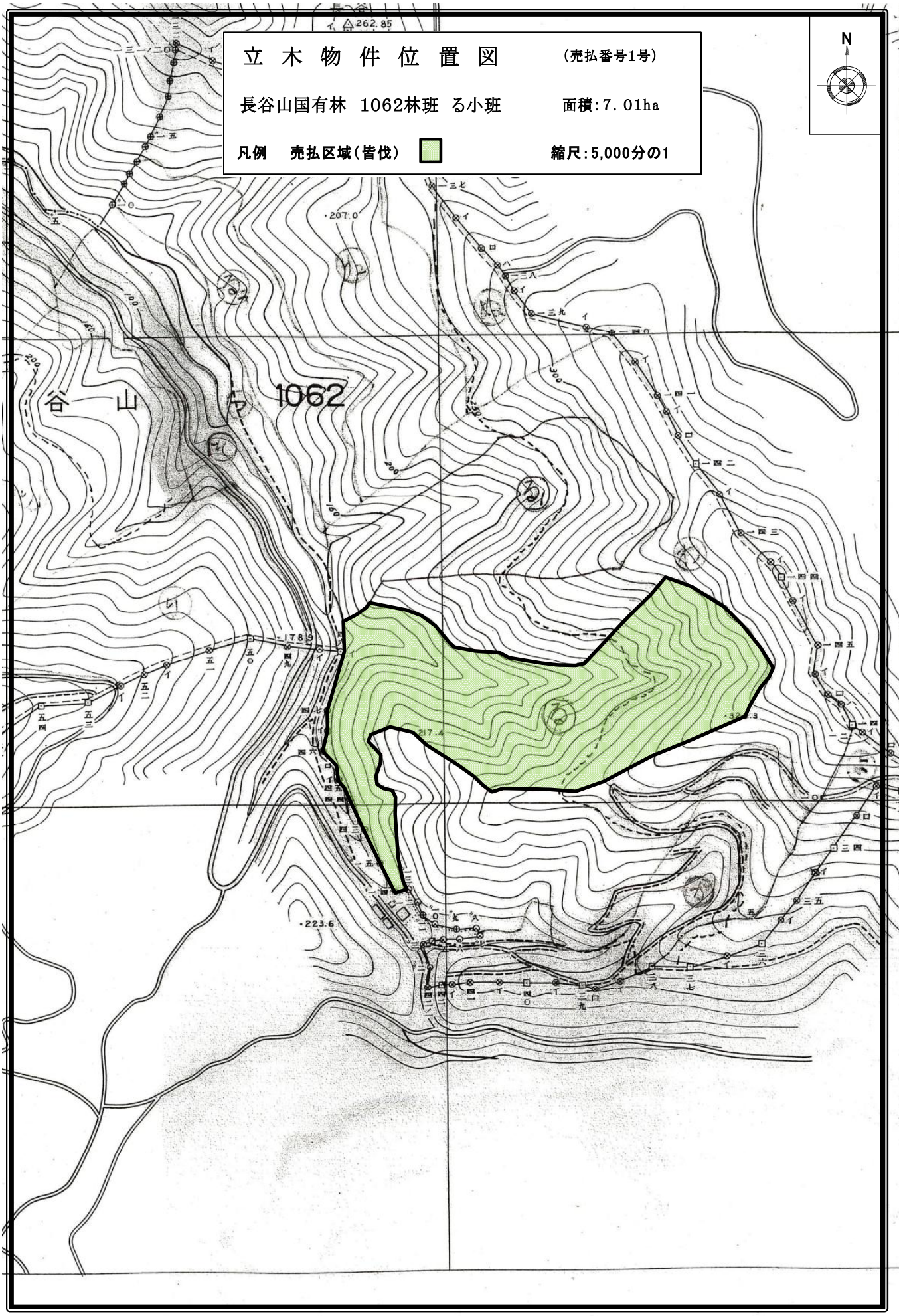
13（その他）

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)　　長谷山国有林1062林班る小班　　7.01 ha　　72 年生　　第 1 号

	スギ		ヒノキ		その他L		L低質材							
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10			7	0.35										
12			76	6.08										
14			313	34.43										
16	1	0.15	674	101.10										
18			997	209.37										
20			1,196	322.92			1	0.19						
22	2	0.67	1,280	435.20			3	0.68						
24	2	0.78	1,242	496.80	6	1.60								
26	1	0.53	1,074	526.26	1	0.36								
28	2	1.04	850	467.50	1	0.39								
30			616	412.72	1	0.47								
32	3	2.42	402	297.48										
34	1	0.90	238	197.54	1	0.59								
36	2	2.01	130	118.30										
38			66	66.00										
40	1	1.36	30	34.50										
42			13	16.25										
44	1	1.57	5	6.80										
46	1	1.76	3	4.44										
48			2	2.97										
50			1	1.56										
52														
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
計	17	13.19	9,215	3,758.57	10	3.41	4	0.87						
													9,246	3,776.04


立 木 物 件 位 置 図
（売払番号1号）
長谷山国有林 1062林班 る小班
面積：7.01ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
凡例
搬出路
選木土場
1062
1063
1064
(1063)
(1062)
宮の下
土居
末長
氷見乙
竹内
西町
西の原
上の浦
切川
尾土居
長谷
野々市
朝日町
予讃線
いよひみ
西条市
楢木
いしづちやま
棚林
西泉乙
西田甲
坂元甲
坂元
北山
石鎚
松山自動車道
西79
西80
西81
西82
西88
神拝山
赤ケ谷山
丸山
並峠
大谷山
長谷山
黒瀬峠
黒瀬湖
黒瀬ダム
上の原
至石鎚登山ロープウェイ
吉居
133°08'
133°09'
133°13'
133°14'


立木物件位置図
（売払番号1号）
長谷山国有林　1062林班　る小班
面積：7.01ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
谷山
1062
262.85
207.0
217.4
223.6

販 売 物 件 明 細 書

愛媛 森林管理署

1（物件番号）　**第 2 号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　愛媛県喜多郡内子町中川
小田深山国有林49林班る小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　16.94 ha

5（林齢）　64 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス　ギ	16,749	12,543.30	
ヒ　ノ　キ	36	11.85	
ア カ マ ツ	1	1.61	
その他N低質材	3	0.39	
ケ　ヤ　キ	36	19.92	
サ　ク　ラ	14	7.04	
ミ　ズ　メ	20	9.09	
ナ　ラ	36	19.60	
そ の 他 L	415	183.92	
L 低 質 材	255	55.61	
計	17,565	12,852.33	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

貝渚林道の使用車両は11t以下の車両とします。（ホイルベース4.5m以下）

11（特記事項）

①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続を行うこと。

12（現地案内）

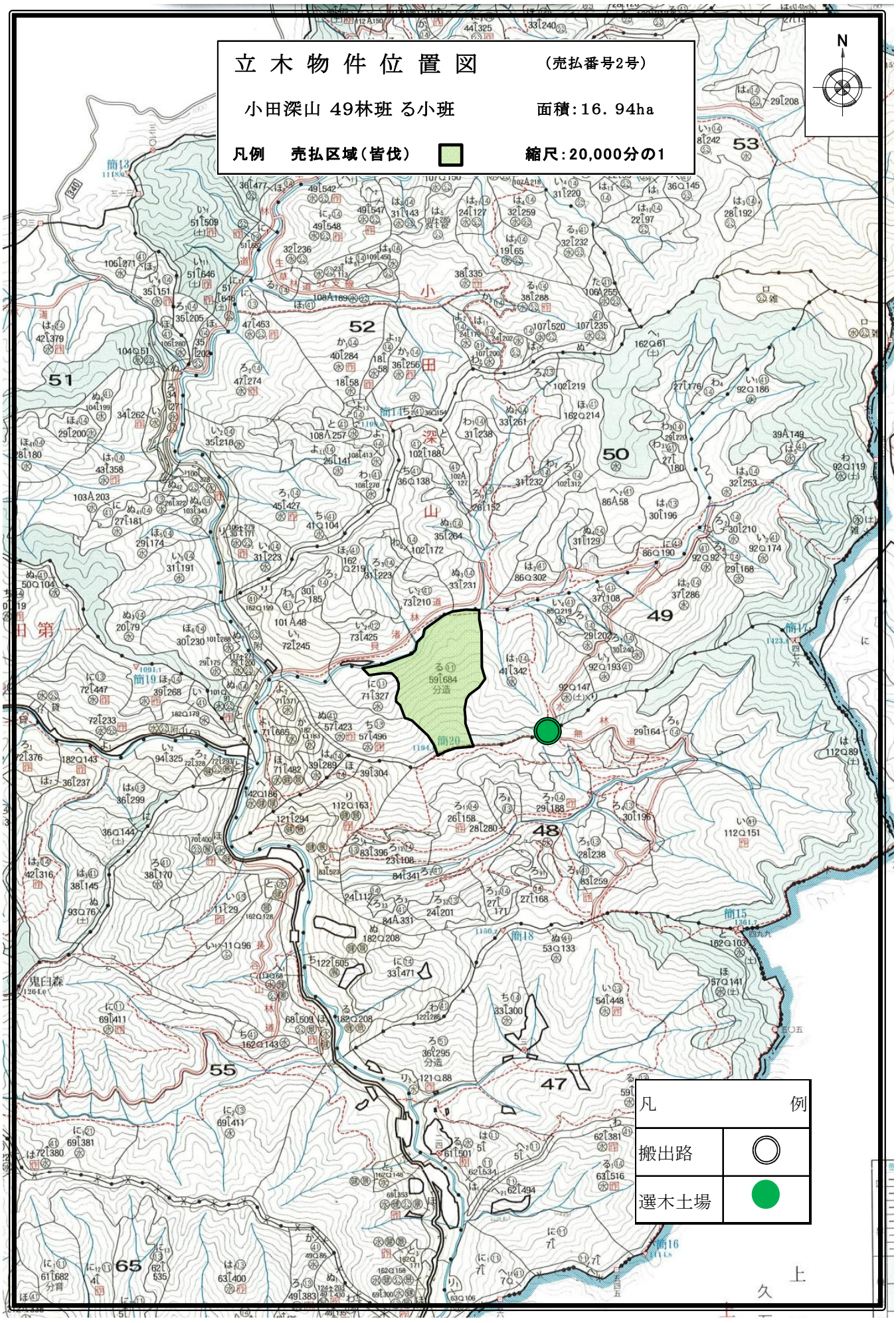
現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、小田第二森林事務所へお問合せください。

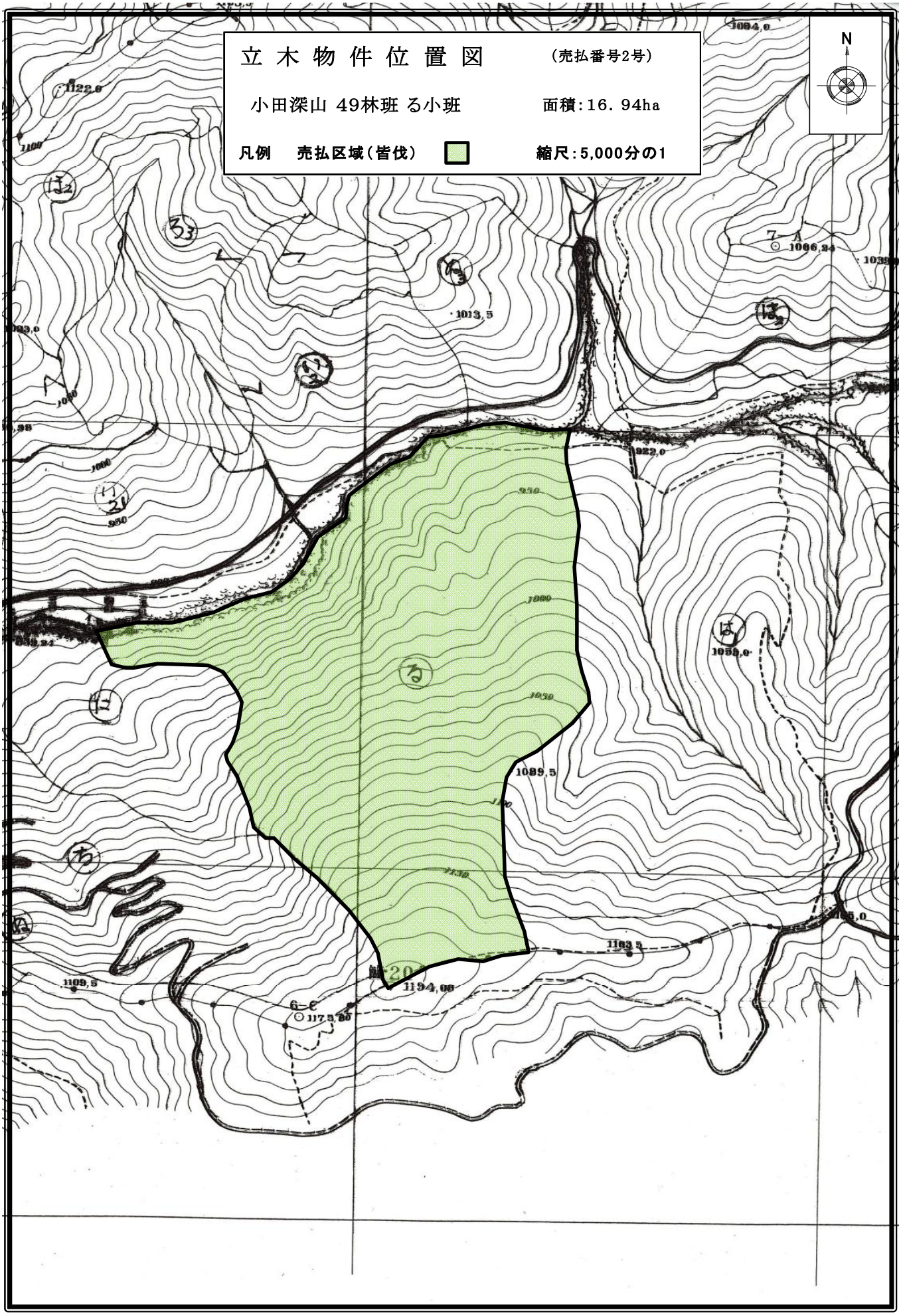
13（その他）

当物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)　　小田深山国有林49林班る小班　　16.94 ha　　64 年生　　第 2 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		その他N低質材		ケヤキ		サクラ		ミズメ		ナラ		その他L		L低質材	
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	12	0.24																		
10	51	2.04	2	0.06																
12	87	6.09	1	0.07																
14	164	18.04	2	0.16																
16	325	52.00	6	0.77			2	0.24												
18	590	135.70	6	1.08			1	0.15												
20	981	284.49	5	1.20															128	24.87
22	1,337	508.06	1	0.29															127	30.74
24	1,586	729.56	1	0.33					6	1.88	1	0.31	4	1.16	3	0.91	109	31.66		
26	1,790	984.50	1	0.36					6	2.25	4	1.48	5	1.81	8	2.82	102	35.26		
28	1,832	1,209.12	2	1.03					3	1.29	2	0.87	4	1.68	4	1.74	62	25.71		
30	1,796	1,347.00	2	1.02					7	3.59	3	1.38	2	1.09	4	2.00	42	19.97		
32	1,625	1,430.00	2	1.38					5	2.93	2	1.14	2	1.18	4	2.12	36	19.16		
34	1,294	1,268.12	2	1.48					3	2.03			2	1.27	7	4.30	18	10.91		
36	994	1,113.28	1	0.82					2	1.37	1	0.76			1	0.81	15	10.70		
38	726	900.24	2	1.80											2	1.78	11	8.99		
40	540	756.00											1	0.90	1	0.95	7	6.00		
42	401	613.53							1	0.99	1	1.10			1	1.10	4	4.19		
44	254	421.64							2	2.32					1	1.07	3	3.46		
46	156	288.60							1	1.27							3	3.48		
48	94	188.00			1	1.61											2	2.70		
50	48	103.68																		
52	22	52.36																		
54	12	30.60																		
56	10	27.25															1	1.73		
58	7	20.41																		
60	4	13.40																		
62	5	17.85																		
64	4	13.18																		
66	2	8.32																		
68																				
70																				
計	16,749	12,543.30	36	11.85	1	1.61	3	0.39	36	19.92	14	7.04	20	9.09	36	19.60	415	183.92	255	55.61
																			17,565	12,852.33


立木物件位置図
（売払番号2号）
小田深山 49林班 る小班
面積：16．94ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
凡例
搬出路
選木土場


立木物件位置図
（売払番号2号）
小田深山 49林班 る小班
面積：16．94ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N

安芸森林管理署入札案内書
（第６回）

〒784-0044
高知県安芸市川北乙 1773-6
TEL：0887-34-3145

入札日時：令和８年１０月２７日（火）実施（10 時 00 分締切　即時開札）
入札場所：安芸森林管理署　会議室

契約締結期限：令和８年１１月２日（月）

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物　件　所　在　地	樹種	本数	材積	備　考
第１号	皆 伐	高知県安芸郡馬路村大字馬路　中岡山国有林 2220 林班は 1 小班	スギ外	23,122	12,610.28	分収育林
第２号	皆 伐	高知県安芸郡馬路村大字馬路　中岡山国有林 2220 林班は２小班	スギ外	4,440	2,992.17	分収育林
第３号	皆 伐	高知県安芸郡馬路村大字馬路　一ノ谷山国有林 2221 林班い小班	スギ外	22,606	13,187.19	分収育林

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第１号	20 名	0	95.33 口
第２号	８名	0	31.13 口
第３号	17 名	0	107.36 口

販 売 物 件 明 細 書

安芸森林管理署

1（物件番号）　**第 1 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県安芸郡馬路村大字馬路
中岡山国有林 2220林班 は1小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　15.98 ha

5（林齢）　64 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	21,746	11,969.24	
ヒ ノ キ	1,253	563.36	
ア カ マ ツ	30	18.71	
モ ミ	19	28.54	
ツ ガ	5	1.50	
そ の 他 L	69	28.93	
計	23,122	12,610.28	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）
砂防指定地
分収育林

10（運搬路（林道）の通行制限）

安田川林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、11t以下。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請等の必要な手続を行うこと。
②当該区域の周囲及び対岸の国有林は保安林のため、利用する場合は事前に作業許可申請等の必要な手続を行うこと。
③作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行うこと。
④当該区域は砂防指定地のため協議に時間を要します。
⑤河川への落石防止のため丸太柵工等の設置を行うこと。

12（現地案内）

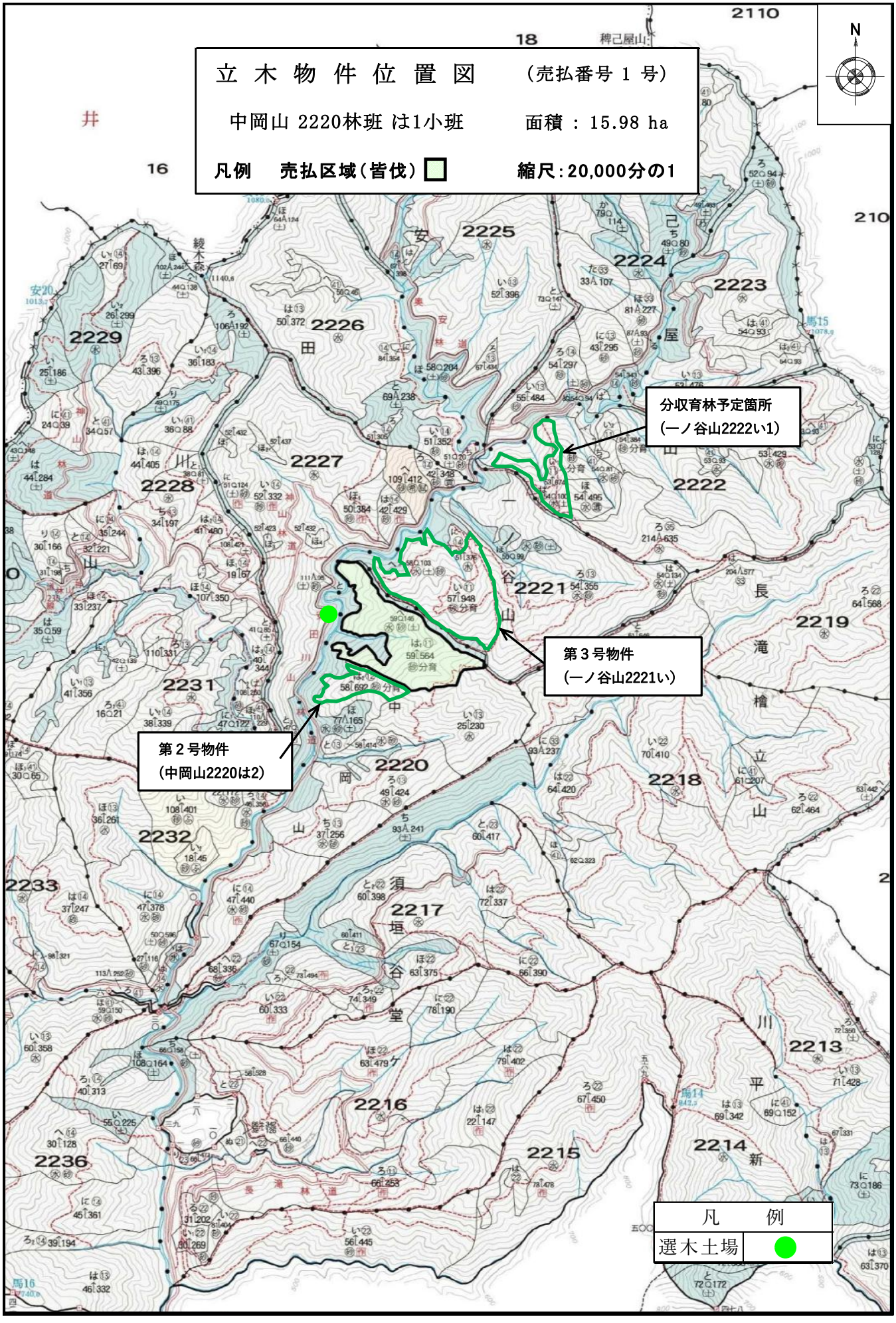
ご希望の方は、安芸森林管理署又は馬路森林事務所へ問合せください。
安芸森林管理署：0887－34－3145　馬路森林事務所：0887－44－2006

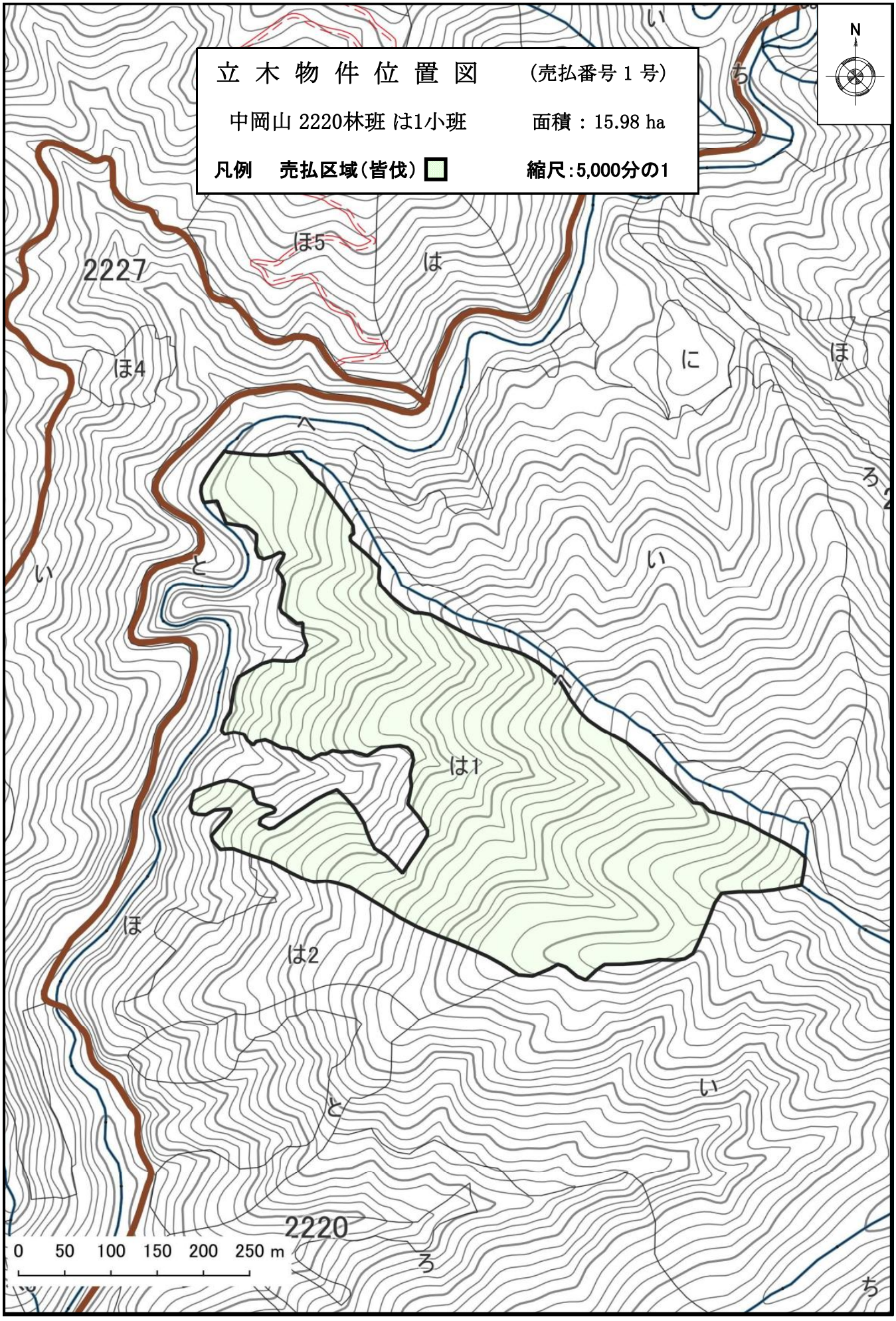
13（その他）

当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札すること。

14(物件明細)　　中岡山国有林 2220林班 は1小班　　15.98 ha　　64 年生　　第 1 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		その他L			
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	47	1.41	6	0.12										
10	199	9.95	16	0.64										
12	465	32.55	25	1.50										
14	855	94.05	40	4.00										
16	1,311	196.65	60	7.80										
18	1,704	357.84	90	16.20										
20	1,954	527.58	120	28.80	3	0.65			2	0.44				
22	2,135	725.90	125	38.75	2	0.54	1	0.28						
24	2,209	927.78	134	48.24			2	0.73	2	0.69	18	5.06		
26	2,133	1,087.83	148	65.12	3	1.17	1	0.41	1	0.37	19	6.32		
28	1,947	1,187.67	130	68.90	2	0.83					8	3.12		
30	1,703	1,226.16	103	61.80	3	1.50					6	2.70		
32	1,402	1,135.62	89	63.19	5	2.91					5	2.61		
34	1,100	1,034.00	70	58.10	1	0.63	2	1.45			6	3.38		
36	838	905.04	44	40.04	3	2.30					2	1.19		
38	609	730.80	25	25.00	4	3.44					2	1.55		
40	424	576.64	12	13.80			2	1.87						
42	286	423.28	8	10.00	1	0.86					2	1.98		
44	182	302.12	5	6.50	2	2.80	1	1.35			1	1.02		
46	114	206.34	3	4.86	1	1.08	1	1.28						
48	68	136.00					2	3.62						
50	32	69.12					2	4.66						
52	12	28.56					1	1.26						
54	8	20.88					2	4.02						
56	7	19.53												
58	2	5.94					1	2.76						
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74							1	4.85						
76														
78														
80														
82														
84														
86														
88														
90														
計	21,746	11,969.24	1,253	563.36	30	18.71	19	28.54	5	1.50	69	28.93		
													23,122	12,610.28


立 木 物 件 位 置 図　（売払番号 1 号）
中岡山 2220林班 は1小班　面積 ： 15.98 ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
分収育林予定箇所
（一ノ谷山2222い1）
第３号物件
（一ノ谷山2221い）
第２号物件
（中岡山2220は2）
凡　例
選木土場
2110
2225
2224
2223
2226
2229
2227
2228
2222
2221
2219
2231
2220
2218
2232
2233
2217
2216
2213
2215
2214
2236


立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 1 号）
中岡山 2220林班 は1小班
面積 ： 15.98 ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺:5,000分の1
N
2227
ほ5
は
ほ4
に
ほ
へ
ろ
い
と
は1
は2
2220
0 50 100 150 200 250 m

販 売 物 件 明 細 書

安芸森林管理署

1（物件番号）　**第 2 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県安芸郡馬路村大字馬路
中岡山国有林 2220林班 は2小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　3.98 ha

5（林齢）　63 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	2,416	1,819.55	
ヒ ノ キ	1,997	1,157.55	
モ ミ	2	3.54	
トガサワラ	1	0.43	
カ シ	10	4.57	
ミ ズ メ	6	3.01	
サ ク ラ	3	1.49	
そ の 他 L	5	2.03	
計	4,440	2,992.17	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）
砂防指定地
分収育林

10（運搬路（林道）の通行制限）

安田川林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、11t以下。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請等の必要な手続を行うこと。
②当該区域の周囲及び対岸の国有林は保安林のため、利用する場合は事前に作業許可申請等の必要な手続を行うこと。
③作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行うこと。
④当該区域は砂防指定地のため協議に時間を要します。
⑤河川への落石防止のため丸太柵工等の設置を行うこと。

12（現地案内）

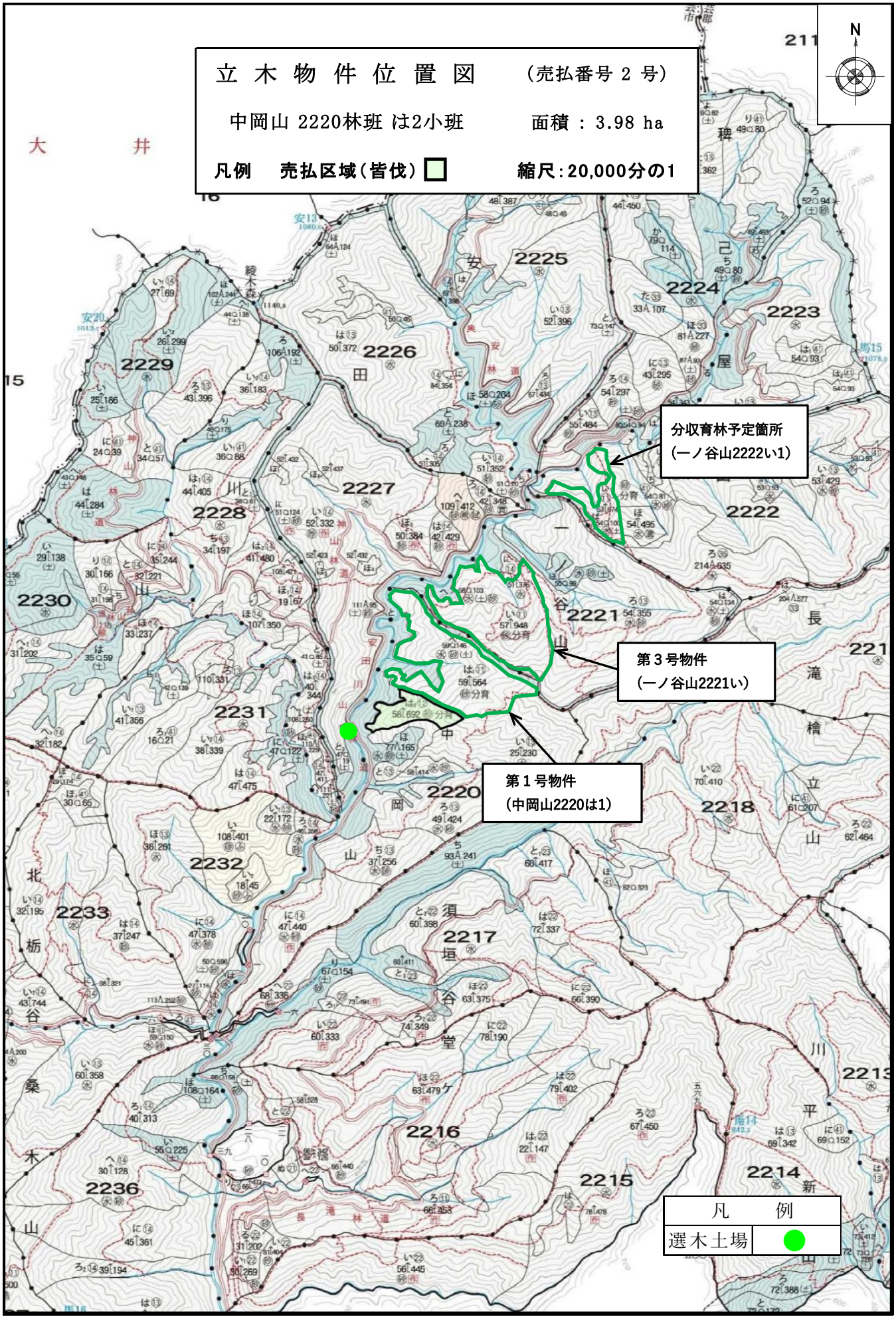
ご希望の方は、安芸森林管理署又は馬路森林事務所へ問合せください。
安芸森林管理署：0887－34－3145　馬路森林事務所：0887－44－2006

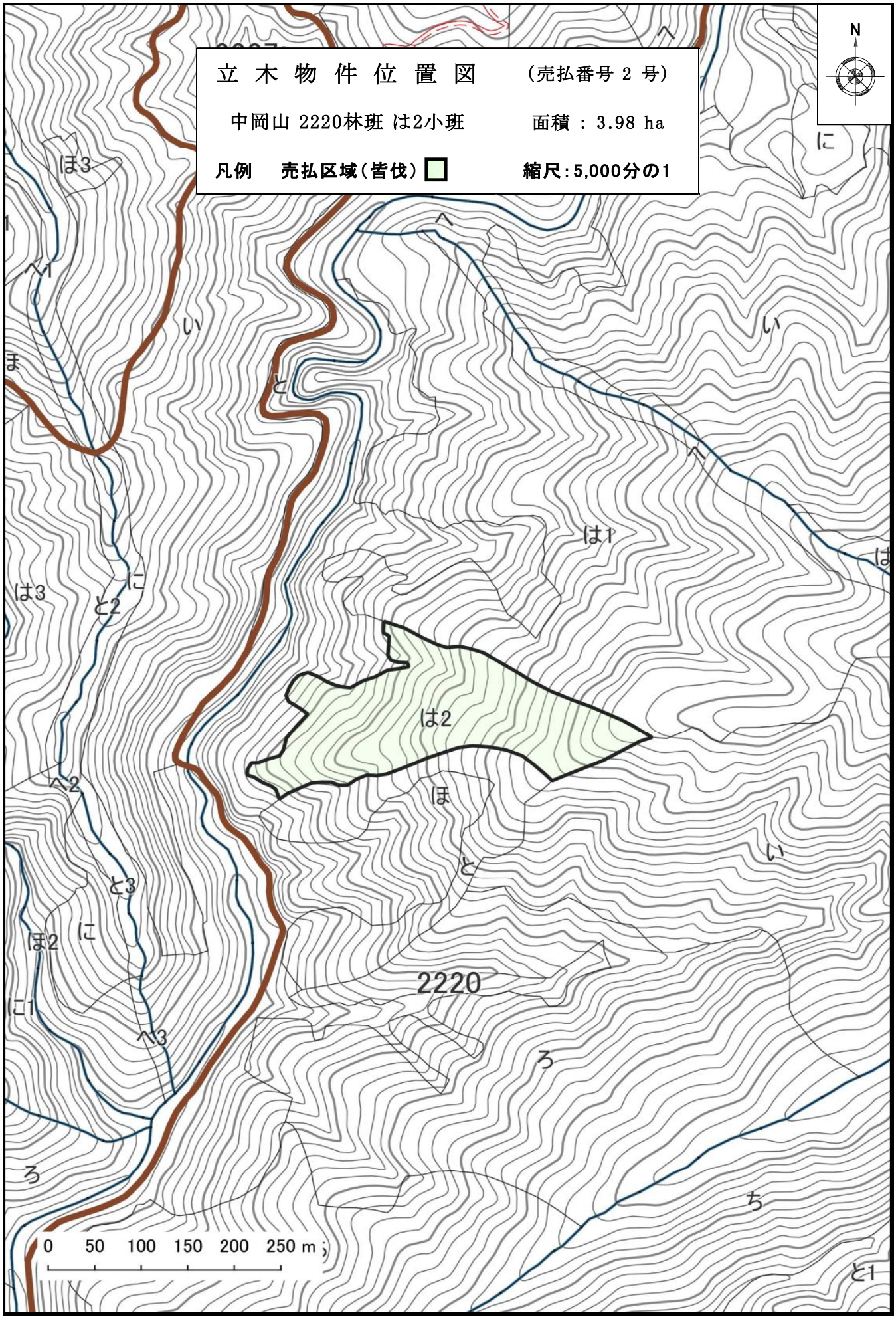
13（その他）

当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札すること。

14(物件明細)　中岡山国有林 2220林班 は2小班　3.98 ha　63 年生　第 2 号

	スギ		ヒノキ		モミ		トガサワラ		カシ		ミズメ		サクラ		その他L	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																
10	3	0.12	7	0.28												
12	20	1.60	16	1.12												
14	56	6.72	34	3.74												
16	115	19.55	70	10.50												
18	151	36.24	105	23.10												
20	161	48.30	132	36.96												
22	182	69.16	185	62.90												
24	168	77.28	220	92.40					2	0.60	2	0.60				
26	226	124.30	212	103.88			1	0.43	4	1.56			1	0.31	2	0.63
28	194	122.22	223	129.34					2	0.90					1	0.42
30	204	153.00	211	141.37					1	0.51	1	0.40			2	0.98
32	183	153.72	173	128.02							1	0.53	2	1.18		
34	159	155.82	140	121.80							1	0.63				
36	157	169.56	102	97.92							1	0.85				
38	105	130.20	67	73.70												
40	89	121.04	49	58.80												
42	69	102.12	34	44.54	1	1.32										
44	61	98.82	9	13.41												
46	48	86.88	4	6.48					1	1.00						
48	31	60.45	3	5.25												
50	16	33.76	1	2.04	1	2.22										
52	4	9.45														
54	4	10.26														
56	7	19.32														
58	1	2.84														
60	1	2.96														
62																
64																
66	1	3.86														
68																
70																
72																
74																
76																
78																
80																
82																
84																
86																
88																
90																
計	2,416	1,819.55	1,997	1,157.55	2	3.54	1	0.43	10	4.57	6	3.01	3	1.49	5	2.03
															4,440	2,992.17


立 木 物 件 位 置 図　（売払番号 2 号）
中岡山 2220林班 は2小班　面積 ： 3.98 ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
分収育林予定箇所
（一ノ谷山2222い1）
第３号物件
（一ノ谷山2221い）
第１号物件
（中岡山2220は1）
凡　例
選木土場
大　井
2225
2224
2223
2226
2229
2227
2228
2222
2230
2221
2231
2220
2218
2232
2233
2217
2216
2236
2215
2214
2213


立 木 物 件 位 置 図　（売払番号 2 号）
中岡山 2220林班 は2小班　面積 ： 3.98 ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
ほ3
へ1
い
と
へ
に
は1
は3
に
と2
は2
へ2
ほ
と
と3
に
ほ2
に1
2220
へ3
ろ
ち
と1
0 50 100 150 200 250 m

販 売 物 件 明 細 書

安芸森林管理署

1（物件番号）　**第 3 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県安芸郡馬路村大字馬路
一ノ谷山国有林 2221林班 い小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　15.65 ha

5（林齢）　62 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	22,424	13,099.39	
ヒ ノ キ	145	62.24	
ア カ マ ツ	9	3.88	
モ ミ	6	9.06	
カ シ	1	2.51	
ミ ズ メ	2	0.92	
ケ ヤ キ	1	0.49	
サ ク ラ	2	1.51	
そ の 他 L	16	7.19	
計	22,606	13,187.19	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）
砂防指定地
分収育林

10（運搬路（林道）の通行制限）

安田川林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、11t以下。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請等の必要な手続を行うこと。
②当該区域の周囲及び対岸の国有林は保安林のため、利用する場合は事前に作業許可申請等の必要な手続を行うこと。
③作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行うこと。
④当該区域は砂防指定地のため協議に時間を要します。
⑤河川への落石防止のため丸太柵工等の設置を行うこと。

12（現地案内）

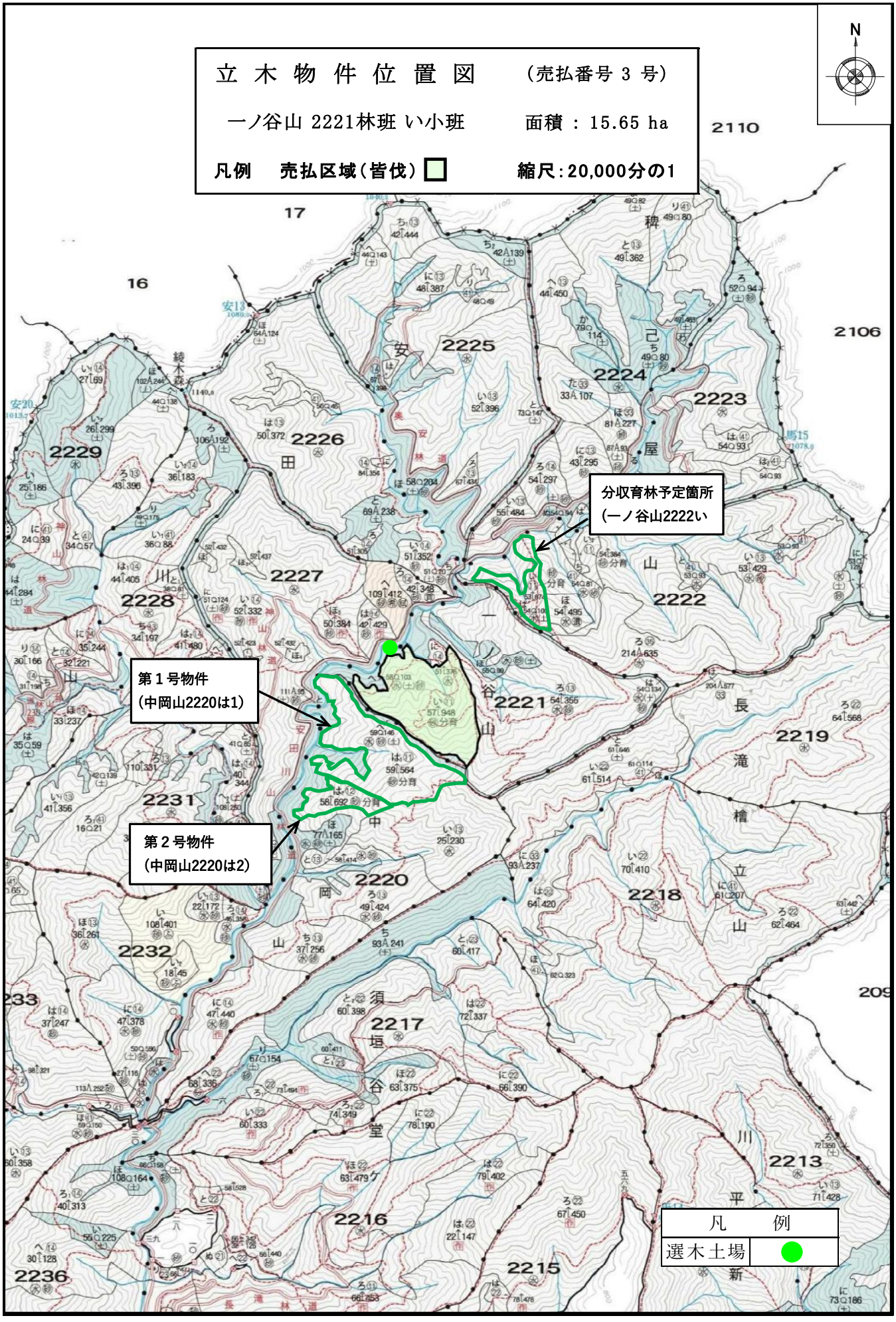
ご希望の方は、安芸森林管理署又は馬路森林事務所へ問合せください。
安芸森林管理署：0887－34－3145　馬路森林事務所：0887－44－2006

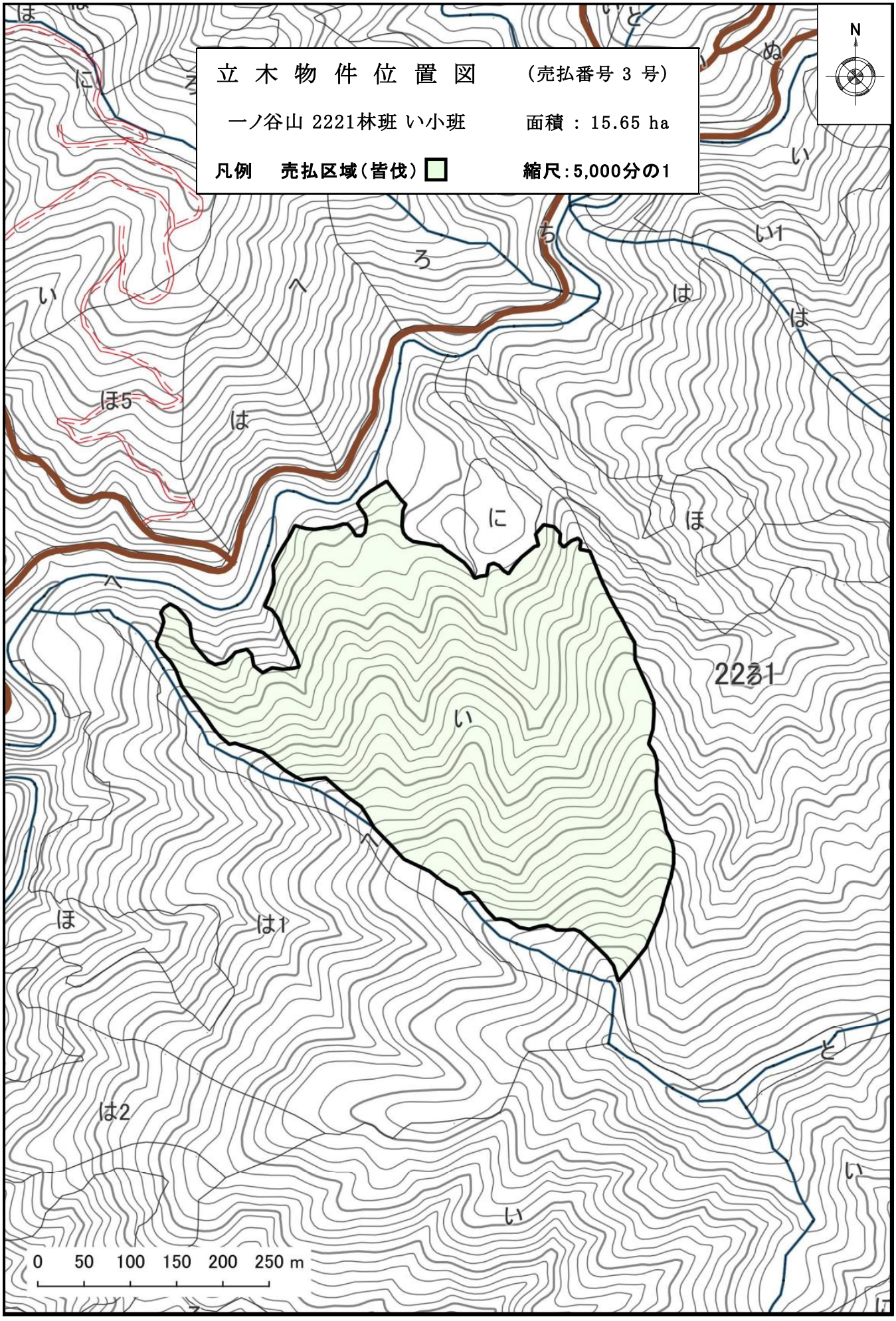
13（その他）

当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札すること。

14(物件明細)　一ノ谷山国有林 2221林班 い小班　15.65 ha　62 年生　第 3 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		カシ		ミズメ		ケヤキ		サクラ		その他L	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	19	0.57																
10	120	6.00	2	0.06														
12	342	27.36	3	0.18														
14	692	83.04	7	0.63														
16	1,172	199.24	9	1.17														
18	1,659	381.57	10	1.80														
20	2,036	590.44	12	2.88	1	0.18												
22	2,287	823.32	13	4.03	2	0.54												
24	2,410	1,060.40	14	5.04	2	0.60	1	0.41			1	0.31					5	1.52
26	2,400	1,272.00	15	6.60													2	0.75
28	2,160	1,360.80	17	8.50	1	0.41	1	0.50									3	1.29
30	1,844	1,327.68	13	7.80													2	1.05
32	1,552	1,303.68	9	6.03	1	0.60	1	0.68			1	0.61	1	0.49	1	0.61	2	1.02
34	1,190	1,166.20	8	5.92														
36	853	955.36	6	4.92	1	0.74											1	0.62
38	593	735.32	5	4.50	1	0.81												
40	408	571.20	1	1.04														
42	266	406.98	1	1.14			1	1.78									1	0.94
44	163	278.73													1	0.90		
46	108	199.80					1	1.90										
48	68	140.08																
50	37	81.77																
52	14	34.02																
54	8	20.88																
56	6	17.10																
58	4	12.16																
60	8	25.84							1	2.51								
62	3	10.50																
64	2	7.35					1	3.79										
66																		
68																		
70																		
72																		
74																		
76																		
78																		
80																		
82																		
84																		
86																		
88																		
90																		
計	22,424	13,099.39	145	62.24	9	3.88	6	9.06	1	2.51	2	0.92	1	0.49	2	1.51	16	7.19
																	22,606	13,187.19


立 木 物 件 位 置 図　（売払番号 3 号）
一ノ谷山 2221林班 い小班　面積 ： 15.65 ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
分収育林予定箇所
（一ノ谷山2222い
第１号物件
（中岡山2220は1）
第２号物件
（中岡山2220は2）
凡　例
選木土場
2110
2106
2225
2224
2223
2226
2229
2227
2228
2222
2221
2219
2231
2220
2218
2232
2217
2213
2216
2215
2236


立 木 物 件 位 置 図　（売払番号 3 号）
一ノ谷山 2221林班 い小班　面積 ： 15.65 ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
0 50 100 150 200 250 m
2221
ほ5
は2